

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年6月1日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

香川県公安委員会規則第15号

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
法令等	条項号	内 容	公安委 員会	警察本 部長	法令等	条項号	内 容	公安委 員会	警察本 部長
1～57 略					1～57 略				
57の2 感染症 の予防及び感 染症の患者に 対する医療に 関する法律（ 平成10年法律 第114号）	第56条 の27第 1項	病原体等の運搬の届出の受 理及び運搬証明書の交付		○					
	第56条 の27第 2項	病原体等の運搬の日時等に ついての指示		○					
	第56条 の27第 3項	指示内容の運搬証明書への 記載		○					
	第56条 の30	報告の徴収		○					
	第56条 の31第 1項	立入検査等の実施		○					
(1) 感染 症の予防 及び感染 症の患者 に対する 医療に関 する法律	第21条	運搬証明書の書換え		○					
	第22条	運搬証明書の再交付		○					
	第23条	不要となった運搬証明書の 返納の受理		○					
	第24条 第1項 第2号	運搬が2以上の都道府県に わたることとなる場合にお ける関係公安委員会への通		○					

施行令（ 平成10年 政令第 420号）	及び第 3号	知及び連絡		
	第24条 第2項	運搬が2以上の都道府県に わたることとなる場合にお ける関係公安委員会を通じ た届出等の受理及び書換え 等		○

58～61 略

62 削除

58～61 略

62 高齢者、身 体障害者等の 公共交通機関 を利用した移 動の円滑化の 促進に関する 法律（平成12 年法律第68号）	第6条 第4項	移動円滑化基本構想（以下 この項において「基本構想」 という。）の作成に係る市 町からの協議に対する回答		○
	第6条 第5項	特定事業に係る基本構想案 の作成及び提出		○
	第6条 第7項	市町による基本構想の作成 への協力		○
	第6条 第8項	市町からの基本構想の写し の受理		○
	第6条 第10項	基本構想の変更に係る市町 からの協議に対する回答（ 第6条第4項の準用）		○
	第6条 第10項	特定事業に係る基本構想の 変更案の作成及び提出（第 6条第5項の準用）		○
	第6条 第10項	市町による基本構想の変更 への協力（第6条第7項の 準用）		○
	第6条 第10項	市町からの基本構想の変更 の写しの受理（第6条第8 項の準用）		○
	第10条 第5項	道路管理者からの道路特定 事業計画の作成に係る意見 聴取に対する回答		○
第10条 第7項	道路管理者からの道路特定 事業計画の受理		○	

63～68 略				
68の2 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）	第18条	実地監査に関する定め	○	
	第21条第2項	留置施設視察委員会の委員の任命	○	
	第22条第1項	留置施設視察委員会に対する情報提供に関する定め	○	
	第230条第1項	再審査の申請の受理	○	
	第230条第3項	再審査の申請期間経過後のやむを得ない理由の有無の認定（第158条第2項の準用）		○
	第230条第3項	再審査の申請に関する調査（第160条第1項の準用）	○	
第230条第3項	再審査の申請に対する裁決（第161条第1項及び行政	○		

第11条第1項	交通安全特定事業計画の作成及びこれに基づく交通安全特定事業の実施		○
第11条第4項	交通安全特定事業計画の作成に係る関係する市町及び道路管理者の意見の聴取		○
第11条第5項	交通安全特定事業計画の公表及び関係する市町及び道路管理者への送付		○
第11条第6項	交通安全特定事業計画の変更に係る関係する市町及び道路管理者の意見の聴取（第11条第4項の準用）		○
第11条第6項	交通安全特定事業計画の変更の公表及び関係する市町及び道路管理者への送付（第11条第5項の準用）		○
63～68 略			

項	<u>不服審査法第40条第1項から第5項までの準用)</u>		
第230条第3項	<u>再審査の申請期間経過後の正当な理由の有無の認定（行政不服審査法第14条第3項ただし書の準用)</u>		○
第230条第3項	<u>補正の命令（行政不服審査法第21条の準用)</u>		○
第230条第3項	<u>職権による執行停止の決定（行政不服審査法第34条第2項の準用)</u>	○	
第230条第3項	<u>執行停止の取消し（行政不服審査法第35条の準用)</u>	○	
第230条第3項	<u>手続の併合又は分離（行政不服審査法第36条の準用)</u>		○
第230条第3項	<u>再審査の申請人の地位の承継の届出の受理（行政不服審査法第37条第3項の準用)</u>		○
第230条第3項	<u>再審査の申請人の地位の承継の許可（行政不服審査法第37条第6項の準用)</u>		○
第230条第3項	<u>再審査の申請の取下げの受理（行政不服審査法第39条第1項の準用)</u>		○
第230条第3項	<u>記名押印（行政不服審査法第41条第1項の準用)</u>		○
第230条第3項	<u>裁決書の謄本の送付（行政不服審査法第42条第2項本文の準用)</u>		○
第230条第3項	<u>公示の方法による送達（行政不服審査法第42条第2項</u>		○

項	ただし書の準用)		
第230条第3項	裁決書の謄本の参加人及び処分庁への送付（行政不服審査法第42条第4項の準用）		○
第232条第1項	事実の申告の受理	○	
第232条第3項	事実の申告期間経過後のやむを得ない理由の有無の認定（第158条第2項の準用）		○
第232条第3項	事実の申告に関する調査（第160条第1項の準用）	○	
第232条第3項	事実の申告に対する裁決（第161条第1項の準用）	○	
第232条第3項	事実の申告に係る結果の通知（第164条第1項の準用）	○	
第232条第3項	事実の申告が不適法である旨の通知（第164条第2項の準用）	○	
第232条第3項	事実の申告に係る措置の決定（第164条4項の準用）	○	
第232条第3項	補正の命令（行政不服審査法第21条の準用）		○
第232条第3項	手続の併合又は分離（行政不服審査法第36条の準用）		○
第232条第3項	事実の申告の取下げの受理（行政不服審査法第39条第1項の準用）		○
第232条第3項	記名押印（行政不服審査法第41条第1項の準用）		○

68の3 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）	項			
	第4条第1項	探偵業の届出書の受理		○
	第4条第2項	探偵業の廃止又は変更に係る届出書の受理		○
	第4条第3項	探偵業届出証明書の交付		○
	第13条第1項	探偵業者に対する報告又は資料の提出の要求		○
		立入検査の実施		○
	第14条	探偵業者に対する指示		○
	第15条第1項	探偵業の停止命令	○	
第15条第2項	探偵業の廃止命令	○		
(1) 探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第19号）	第4条第2項	探偵業届出証明書の再交付		○
	第4条第3項及び第4項	探偵業届出証明書の返納の受理		○
68の4 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）	第25条第7項	基本構想の作成に係る協議		○
	第25条第8項	基本構想の案の提出		○
	第25条第10項	作成された基本構想の受理		○
	第25条第12項	基本構想の変更に係る協議（第25条第7項の準用）		○
	第25条第12項	基本構想の変更の案の提出（第25条第8項の準用）		○
	第25条	変更された基本構想の受理		○

第12項	(第25条第10項の準用)		
第26条 第3項	協議を行う旨の通知の受理		○
第27条 第1項	基本構想の作成又は変更に係る素案の作成及び提示		○
第31条 第4項	道路特定事業計画に係る意見の聴取に対する回答		○
第31条 第6項	作成された道路特定事業計画の受理		○
第31条 第7項	道路特定事業計画の変更に係る意見の聴取に対する回答(第31条第4項の準用)		○
第31条 第7項	変更された道路特定事業計画の受理(第31条第6項の準用)		○
第32条 第2項	基本構想による道路特定事業計画に係る意見の聴取に対する回答(第31条第4項の準用)		○
第32条 第2項	作成された基本構想による道路特定事業計画の受理(第31条第6項の準用)		○
第32条 第2項	基本構想による道路特定事業計画の変更に係る意見の聴取に対する回答(第31条第7項の準用)		○
第32条 第2項	変更された基本構想による道路特定事業計画の受理(第31条第7項の準用)		○
第36条 第1項	基本構想に即した交通安全特定事業計画の作成及び実施		○
第36条 第4項	交通安全特定事業計画の作成に係る意見の聴取		○
第36条	作成した交通安全特定事業		○

	第5項	計画の公表及び送付		
	第36条 第6項	交通安全特定事業計画の変更に係る意見の聴取（第36条第4項の準用）		○
	第36条 第6項	変更した交通安全特定事業計画の公表及び送付（第36条第5項の準用）		○
69～99 略				
備考 略				

69～99 略				
備考 略				

第2

改正後				
別表（第2条関係）				
法令等	条項号	内 容	公安委 員会	警察本 部長
1～29 略				
30 道路交通法 （昭和35年法 律第105号）	第4条第1項～第90条第11項 略			
	第90条 の2第 2項	大型免許等を受けようとする者に対する講習の未受講者に対する免許の拒否		○
	第91条～第114条の3 略			
(1) 道路 交通法施 行令（昭 和35年政 令第270 号）	第6条第3号～第32条第3号ハ 略			
	第32条 の3	緊急自動車（中型自動車）の運転資格審査の実施及び合否の判定		○
	第32条の4～第32条の5第2項 略			
第33条 の6第				

改正前				
別表（第2条関係）				
法令等	条項号	内 容	公安委 員会	警察本 部長
1～29 略				
30 道路交通法 （昭和35年法 律第105号）	第4条第1項～第90条第11項 略			
	第90条 の2第 2項	普通免許等を受けようとする者に対する講習の未受講者に対する免許の拒否		○
	第91条～第114条の3 略			
(1) 道路 交通法施 行令（昭 和35年政 令第270 号）	第6条第3号～第32条第3号ハ 略			
	第32条 の2第 4号	緊急自動車（大型自動車）の運転資格審査の実施及び合否の判定		○
	第33条 の6第 1項第 1号ロ	普通自動車免許に係る教習の課程の指定		○
	第33条 の6第 2項第	大型自動二輪車免許に係る教習の課程の指定		○

1項第1号ハ、 第2項第1号ハ及び 第4項第1号ハ	受けようとする免許に係る 教習の課程の指定			○
第34条第3項第2号	略			
第34条第4項第2号	略			
第37条の4第7号～第41条の2第7号 略				
(2) 道路 交通法施行規則（ 昭和35年 総理府令 第60号）	第3条～第18条の2の2第4項 略			
第18条の2の2第4項	技能検査（大型免許、中型免許及び普通免許に係るものに限る。）に係る四肢・体幹障害者の運転に係る認定（第24条第6項の準用）			○
第18条の2の2第4項～第31条の6第2項 略				
第33条第4項第2号ニ	略			
第36条～第38条第3項第1号 略				
第38条第8項第2号	略			

1号ハ				
第33条の6第3項第1号ロ	普通自動二輪車免許に係る 教習の課程の指定			○
第33条の6第5項第1号ハ	大型自動車第二種免許に係る 教習の課程の指定			○
第33条の6第5項第2号ロ	普通自動車第二種免許に係る 教習の課程の指定			○
第34条第2項第2号	旅客自動車の運転に関する 教習を行う施設の指定			○
第34条第3項第2号	けん 牽引自動車の運転に関する 教習を行う施設の指定			○
第37条の4第7号～第41条の2第7号 略				
(2) 道路 交通法施行規則（ 昭和35年 総理府令 第60号）	第3条～第18条の2の2第4項 略			
第18条の2の2第4項	技能検査（大型自動車免許及び普通自動車免許に係るものに限る。）に係る四肢・体幹障害者の運転に係る認定（第24条第6項の準用）			○
第18条の2の2第4項～第31条の6第2項 略				
第33条第7項第2号ニ	応急救護処置の指導に必要な能力の認定			○
第36条～第38条第3項第1号 略				
第38条第7項第2号	応急救護処置の指導に必要な能力の認定			○

	第38条 第10項 第1号	略	
	第38条 第11項 第1号	略	
	第38条 第15項	略	
	第38条の2～第38条の4の4第2項 略		
(3)・(4)	略		
(5) 届出 自動車教 習所が行 う教習の 課程の指 定に関する規則（ 平成6年 国家公安 委員会規 則第1号）	第1条 第2項 第3号、 第3項 第3号、 第4項 第3号、 第5項 第3号、 第6項 第3号、 第7項 第3号、 第8項 第3号 及び第 9項第 3号	略	
	第1条 第2項 第3号、 第3項 第3号、 第7項 第3号、	略	

	第38条 第11項 第1号	初心運転者講習に係る申出 の受理		○
	第38条 第12項 第1号	優良運転者等講習に係る申 出の受理		○
	第38条 第16項	講習終了証明書の交付		○
	第38条の2～第38条の4の4第2項 略			
(3)・(4)	略			
(5) 届出 自動車教 習所が行 う教習の 課程の指 定に関する規則（ 平成6年 国家公安 委員会規 則第1号）	第1条 第2項 第3号、 第3項 第3号、 第4項 第3号、 第5項 第3号 及び第 6項第 3号	応急救護処置の指導に必要な能力の認定		○
	第1条 第5項 第3号 及び第	夜間における道路以外での 教習の方法の認定		○

	第8項 第3号 及び第 9項第 3号	
	第3条～第8条第2項 略	
	(6)～(15) 略	
31～99 略		
備考 略		

	6項第 3号		
	第3条～第8条第2項 略		
	(6)～(15) 略		
31～99 略			
備考 略			

附 則

この規則中、第1の表の改正部分は公布の日から、第2の表の改正部分は平成19年6月2日から施行する。